

# 法人会ニュース

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「新設法人説明会」のご案内
- ◆ 「経営セミナー」のご案内
- ◆ ほうじん新春号
- ◆ 広報誌「Chubu Report（創刊号）」

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容
1	30	火	新春講演会・会員交流会 18:00～20:30 於：西鉄グランドホテル

## ●支部の行事

月	日	曜	内容
1	22	月	医療健康セミナー（第2支部） 13:30～15:00 於：大名公民館

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容
1	10	水	役員会 11:00～12:00 於：福新楼
未定			新春賀詞交歓会 於：

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容
未定			役員会 ～ 於：

## (I) 税務カレンダー

- 1月4日 ●10月決算法人の確定申告  
●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 1月10日 ●源泉所得税の納付  
(年2回納付の特例適用者は前年7月～12月分を1月20日までに納付)
- 1月22日 ●年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付(7月～12月分)
- 1月31日 ●源泉徴収票の交付  
●支払調書の提出  
●固定資産税の償却資産に係る申告  
●11月決算法人の確定申告  
●5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告  
●給与支払報告書の提出

## (II) 知らないで損する税情報

### 立替金の消費税(仕入控除)処理

税 理 士 堤 一 博

今回は、2023年(令和5年)10月1日から施行された消費税の「インボイス制度」における仕入控除について、立替金の取扱いについて解説します。

「インボイス制度」で、消費税の仕入税額控除を受けるためには、下記のような課税仕入れなどに関する一定の事項を記載した帳簿及び請求書等(適格請求書等)を保存しなければなりません(消法30条7項)。

取引の相手方から交付を受ける、請求書、納品書等にあつては、①書類作成者の氏名または名称および登録番号、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率ごとに区分して合計した税込対価(又は税抜対価)の額及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、及び、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称の記載が必要です。ただし、小売業、飲食店業、タクシー等を営む事業者が交付する書類については、④の適用税率又は⑤の記載及び、⑥の記載を省略することができます。

適格請求書等は税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者のみが交付することができるものです。その保存期間については、その閉鎖または受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、事業者の納税地またはその事業に係る事務所等に保存しなければなりません。

さて、貴社(A社)が、取引先のB社に経費を立て替えてもらうケースです(右記の取引図を参照して下さい)。

この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されていますが、貴社(A社)の名称の記載はありません。したがって、貴社(A社)がB社からこのB社を宛名とする適格請求書を受領したとしても、C社から貴社(A社)に交付された適格請求書とすることはできません。このような場合には、立替払を行ったB社から、「立替金精算書」等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、B社宛の適格請求書及びA社宛の立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社(A社)は、C社

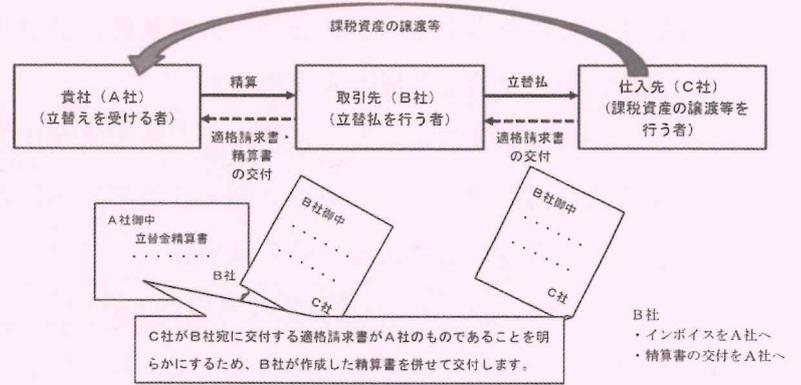
からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（消基通 11-6-2）。

また、この場合、立替払を行う B 社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C 社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、

一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消令 49 ①、消規 15 の 4）。

【立替金の取引図】



- ① 適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3 万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

・ 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

例：⑦に該当する場合、「〇〇市 自販機」、「××銀行□□支店 ATM」

なお、帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおりです（令和 5 年国税庁告示第 26 号）。

イ 適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送について、その運送を行った者

- ロ 適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者
- ハ 課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等
- ニ 上記③から⑥の課税仕入れ（③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所記載することとされているもの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限りま

す。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方  
 また、貴社（A社）の従業員が出張などで立替払いし、後日、精算する場合についても、同様に、従業員宛の適格請求書があるときは、従業員さんに立替金精算書等を作成してもらって、この立替金精算書等と従業員宛の適格請求書を保存することとなりますので、念のために！

### 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	2	13(火)	13:30~16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
	3	5(火)	14:00~15:30	本部	経営セミナー	福岡ガーデンパレス
		19(火)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		22(金)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		22(金)	16:00~17:00	本部	理事会	〃
	4	5(金)	09:30~16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル(11階)
	5					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)